

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています。

堺市では、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、平成27年から5年間を計画期間とする「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の他、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進してきました。

本計画は、「堺市子ども・子育て総合プラン(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)」と称して、これまでの取組成果を引き継ぎつつ、新たな課題やニーズを踏まえ、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る切れめのない本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

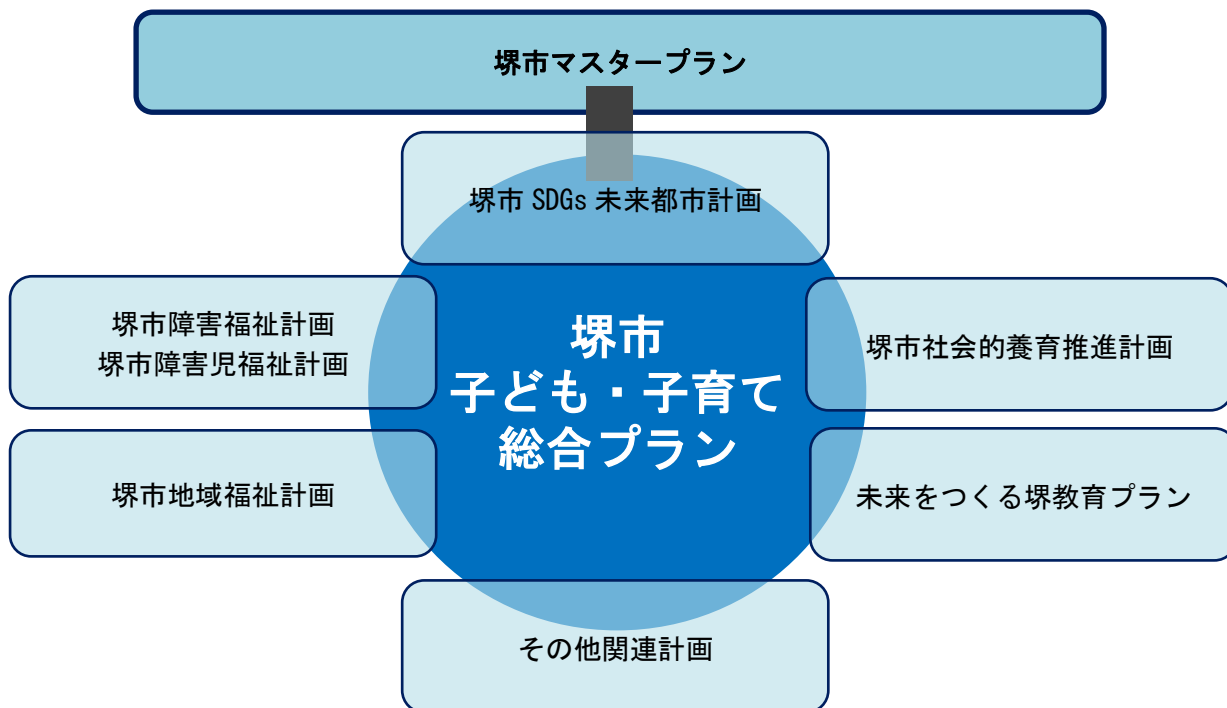
(1)計画の性格

本計画は、本市における子ども・子育て支援に関する事業を総括するものであることから、子ども・子育てに関連する計画を包含したものとして策定しています。

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画

(2)関連計画

本計画は、本市の関連計画との整合を図りながら策定しています。また、計画の推進にあたっては、関連計画に掲載される事業との連携・調和を図りながら取り組みます。



(3)計画の背景

年度	国の動向	堺市の計画
平成 15 年	・次世代育成支援対策推進法制定	
平成 16 年		
平成 17 年 ～ 平成 21 年	・子ども・若者育成支援推進法制定	さかい子どもいきいきプラン (堺市次世代育成支援行動計画)
平成 22 年		堺市子ども青少年育成計画 (堺市次世代育成支援後期行動計画)
平成 23 年		
平成 24 年	・子ども・子育て関連 3 法の制定 ※1	
平成 25 年	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定	
平成 26 年	・基本指針の策定 ※2	
平成 27 年	・子ども・子育て支援新制度の施行 ・子ども・若者育成支援推進大綱の改正	堺市子ども・子育て支援事業計画
平成 28 年	・児童福祉法の改正	
平成 29 年	・子育て安心プランの策定	
平成 30 年		中間見直し
令和元年	・児童福祉法の改正 ・基本指針の改正 ・次世代育成支援対策推進法行動計画策定指針の改正 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 ・子供の貧困対策に関する大綱の改正	
令和 2 年 ～ 令和 6 年	・母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正	堺市子ども・子育て総合プラン (第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画)

※1 子ども・子育て関連 3 法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

※2 基本指針とは、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。

3. 計画の期間

本計画は、令和 2 年度(2020 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの 5 年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

本計画は、出産前から乳幼児期を経て、学齢期・青少年期に至るまでの概ね 18 歳までの子ども・青少年とその家庭を対象としています。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど、柔軟に施策を展開します。